

よくある質問とその回答（7月27日更新）

■補助対象経費等について

No.	質問内容	説明会資料 該当ページ	回答内容
1	レジシステムを導入していないが、紙の領収書へ「宿泊税」と印字するデザイン変更や印刷費用、「宿泊税」のゴム印の作成費用は補助対象となるか。	P11	宿泊税に関する部分の経費は補助対象となります。
2	宿泊税の機能を備えたシステムを新たに導入（既存システムからの乗換え）する場合は補助の対象となるか。	P11	基本的には補助対象となりますが、省人化やD Xの推進といった宿泊税導入とは直接関係のない機能の導入に要する経費については、本補助金の対象外となります。
3	消費税はなぜ補助対象外となるのか。	P12	補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、仕入税額控除の対象とすることができます。消費税を含めた額を補助金として受領した場合は、重複した交付となり返還の必要が出てくるため補助対象外としています。
4	消費税は補助対象外となるとのことだったが、見積書や請求書が内税の場合は、どのようにしたらよいか。	P12	税抜価格に割り戻した額を補助対象経費として計上してください。 （例）税込価格 120,000 円の場合 120,000 円（税込）÷1.1＝109,090.9 円 ⇒109,090 円※ ※小数点以下は切り捨て

■領収書について

No.	質問内容	説明会資料 該当ページ	回答内容
1	領収証への宿泊税の表記は必ず行う必要があるか。	P25	領収証等に宿泊税の名称とその額を表記してください。 なお、表記がない場合、宿泊税分も消費税の課税対象となる場合があります。 消費税の詳しい取扱いは税務署へお問い合わせください。
2	宿泊料金を事前にクレジットカードで決済され、宿泊税だけを窓口で徴収する場合には、宿泊税だけの領収証を発行すればよいか。	P25	宿泊税だけの領収証を発行する対応で差し支えありません。また宿泊者から 「宿泊料金と宿泊税もあわせた領収証を発行してほしい」旨の要望があった場合は、説明会資料（P25）に示すイメージのいずれかの領収証を発行する必要があります。

■手続きの流れ等について

No.	質問内容	説明会資料 該当ページ	回答内容
1	補助金の申請は宿泊施設ごとか。	P16	補助金の申請は宿泊施設ごとになります。
2	総務大臣の同意後に交付決定されるとのことだが、交付申請を行った後、交付決定前までに改修費等の金額の変更があった場合はどのようにすればよいか。	P16	変更申請が必要となりますので、そのような場合には事前にご連絡ください。
3	総務大臣の同意後でなければ補助金の交付が決定されないのであれば、同意後の申請でよいのではないか。	P17	総務大臣の同意後に申請することにより、見積額や補助事業の変更などに伴う変更手続きがなく進められるものと思われませんが、補助金の審査・決定は申請があった順に行うこととしております。
4	補助金の支払い見込み時期は。	P20	請求書受領後、2週間程度を想定しています。
5	事業完了前に概算払いで支払いを受けることはできるか。	P20	本補助金における支払いは、事業実績終了後の補助金交付の確定後の精算による支払いのみとなります。

■その他

No.	質問内容	説明会資料 該当ページ	回答内容
1	この補助金は令和8年度だけなのか。来年度以降は実施しないのか。	P13	本補助金は、宿泊税導入に伴う初期対応を支援するために実施するものであり、基本的には今回限り（令和8年度だけ）となります。
2	宿泊税徴税システムを構築できる事業者等があれば教えてほしい。	—	市から特定の事業者を紹介することはできません。
3	補助金は予算に達した時点で終了するのか。	—	補助金の交付申請に対応できるよう、必要な予算を確保することとしております。